省　令

○防衛省令第十七号

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十九号）附則第二条の規定に基づき、防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日　　防衛大臣　北澤　俊美

防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令

（医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額の切替え）

第一条　防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。次条において「法」という。）第五条第四項又は第五項の規定によりその者の属する階級（同条第四項に規定する階級をいう。以下この条において同じ。）における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた医師又は歯科医師である自衛官の防衛省令で定める施行日における俸給月額は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額×$\frac{\text{その者の施行日の前日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額}}{\text{施行日の前日における俸給月額－施行日の前日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額}}$＋施行日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額

（特定任期付職員又は第一号任期付研究員の俸給月額の切替え）

第二条　施行日の前日において法第六条の二第二項又は第七条第二項の規定による俸給月額を受けていた法第四条第二項に規定する特定任期付職員又は同条第三項に規定する第一号任期付研究員の防衛省令で定める施行日における俸給月額は、人事院規則九―一二六（平成二十二年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付研究員等の俸給月額の切替え）第一条又は第二条の規定の例による。

（委任規定）

第三条　この省令に定めるもののほか、俸給の切替えに関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附　則

この省令は、平成二十二年十二月一日から施行する。

○防衛省令第十八号

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十九号）の施行に伴い、及び防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）第四条の規定に基づき、防衛省職員の災害補償に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日　　防衛大臣　北澤　俊美

防衛省職員の災害補償に関する省令の一部を改正する省令

第一条第一号中「俸給、扶養手当、地域手当、特地勤務手当及び営外手当（陸曹長、海曹長又は空曹長以下の自衛官であつて営外手当の支給を受けなかつた者にあつては、営外手当に相当する額）の月額の合計額」を「俸給の月額、扶養手当の月額、営外手当（陸曹長、海曹長又は空曹長以下の自衛官であつて営外手当の支給を受けなかつた者にあつては、営外手当に相当する額をいう。以下同じ。）の月額、俸給、扶養手当及び営外手当の月額に対する地域手当の月額並びに特地勤務手当の月額の合計額」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　当分の間、法附則第五項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される自衛官に対する第一条第一号の規定の適用については、「加算した額）」とあるのは、「加算した額）から法附則第五項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）附則第八項第一号及び第三号に定める額並びに防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）附則第六項から第八項までに定める額の合計額を控除した額」とする。

附　則

この省令は、平成二十二年十二月一日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年十一月三十日　　人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一―二二

人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万七千百円」を「二万七千円」に改める。

附　則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年十一月三十日　　人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―六―七〇

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第二の行政職俸給表㈠の表中「8,500円」を「8,400円」に、「11,200円」を「11,100円」に改め、別表第二の専門行政職俸給表の表中「8,500円」を「8,400円」に改め、別表第二の公安職俸給表㈠の表中「11,600円」を「11,500円」に改め、別表第二の研究職俸給表の表中「11,700円」を「11,600円」に、「14,600円」を「14,500円」に改め、別表第二の医療職俸給表㈠の表中「9,700円」を「9,600円」に、「11,300円」を「11,200円」に改め、別表第二の医療職俸給表㈢の表中「10,400円」を「10,300円」に改め、別表第二の福祉職俸給表の表中「11,200円」を「11,100円」に改める。

附　則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年十一月三十日　　人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―七―一七

人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（給与法附則第八項の規定により減ずる額の日割計算）

第十三条　給与期間の中途において、給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員（以下「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となつた場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となつた場合、離職した場合若しくは第五条第一項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の給与法附則第八項各号（第六号及び第七号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

附　則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。